

令和5年度事業計画書

I. 学術集会の開催

第75回学術講演会（岡本愛光 学術集会長）はプレコンGRESを含めて2023年5月12日（金）、13日（土）、14日（日）の3日間、東京都（東京国際フォーラム）に於いて、ハイブリッド方式で開催される。一般演題（口演、ポスターセッション）、シンポジウム、特別講演、会長講演、招請講演、教育講演、生涯研修プログラム、専攻医教育プログラム、指導医講習会、医学生フォーラム、AOFOGシンポジウム、海外招聘講演等を予定している。

第76回学術講演会（大須賀穰 学術集会長）はプレコンGRESを含めて2024年4月18日（木）、19日（金）、20日（土）、21日（日）の4日間、パシフィコ横浜ノースで開催される。

II. 機関誌及び図書などの刊行

令和5年の和文機関誌は第75巻として、通常号1号から12号と第75回学術講演会抄録掲載号（臨時増刊号）の計13冊を発刊する。第75回学術講演会プログラム掲載の第75巻2号ならびに抄録掲載号（臨時増刊号）を除いて毎号平均100頁を予定している。

令和5年度も機関誌が広く会員に親しまれるよう、日常診療に役立つ内容を掲載していく予定である。また、産婦人科学の重要課題について、第75巻も3・4・5号の機関誌に特集論文を掲載する。これは、時に応じ問題となっているテーマについての論文を、第一線の研究者に日本語で執筆していただき会員に提示するもので、会員のために役立つと同時に機関誌を活性化するためにもなると考えている。学術講演会依頼演題（主演題）の講演要旨を8月号から順次掲載する（会長講演、特別講演、教育講演、シンポジウム並びにレビュー、生涯研修プログラム）。また、総会記事として理事会議事録を含め10月号に掲載する。

会告、報告、雑報などを通して会員に必要な情報を提供するとともに、各種委員会とも調整し、機関誌としての役割をさらに充実させていく予定である。なお、前年度に引き続き機関誌のあり方に関して、オンライン化を含めさらに検討を進める予定である。

また、英文機関誌 The Journal of Obstetrics and Gynecology Research (JOGR) が本会ならびにAOFOGのOfficial Journalとしてより質の高いものとなり、またインパクトファクターが向上するように今後も努力する。

令和5年度は「2022年度 専門医筆記試験 過去問題・解説集」を発刊する。

III. 各種の学術的調査研究

【専門委員会の活動】

1. 生殖・内分泌委員会

(1) 常置的事業

1. 生殖医療リスクマネジメント事業

本事業は、生殖・内分泌委員会の常置事業として以下のような業務を行っており、次年度も引き続き実施する。

- ① 生殖医療に関連する諸問題点を検討し、必要に応じて適切な指針等を作成・公表する。
- ② 生殖医療現場で発生したリスク事項について、その内容を調査し、リスク回避の観点か

ら適切な対応を行い、必要に応じて指針等を作成・公表する。

- ③ 生殖医療の適切な推進の観点から、他の関連学会との連携を行う。
- ④ その他、突発的に発生した生殖補助医療に関連するリスクについて検討する。

(2) 親委員会

年に数回の全体および小委員会会議を開催し、委員会全体での事業推進の調整を行う。年度末には、1年間の事業の総まとめとして報告書の作成をおこない、論文化が可能な事業に関しては別途論文を作成する。また理事会から種々の課題や問題に対して専門的観点から生殖・内分泌委員会への意見聴取などの依頼などがあれば委員会内で討議・意見調整してこれに答申する。

(3) 小委員会

1. 保険診療を踏まえた生殖医療リスクマネジメント構築に関する小委員会

生殖医療現場で発生しうるリスク事項について、その内容を調査し、リスク回避の観点から適切な対応を行い、必要に応じて指針等を作成・公表する。令和5～6年度においては、以下の内容を中心に活動する。

- ① 未受精卵子凍結保存に関する医学的適応の用語とその運用に関する検討
- ② ART施設での急な診療中断時のリスクマネジメントに関する検討
- ③ ART施設での胚トレーサビリティのシステムの構築に関する検討

2. 排卵障害に関する用語設定とPCOSの長期予後検討に関する小委員会

2022年にFIGOは新たな排卵障害分類を提唱し、HyPO-Pと名付けられている。本システムにより教育、臨床治療が容易になると期待されており、邦訳を本委員会で検討する。全国各施設において排卵障害と診断された症例を抽出し、この分類でどの診断に至ったのかを検討することで疾患頻度分布を調べる。これに関連し、近年問題となっているPCOSの長期予後に関し後ろ向き実態調査をおこなう。本調査ではNDBオープンデータの使用を想定している。

3. 生殖補助医療における技術導入の実態のための小委員会

本小委員会では令和2年度から3年度にかけて、保険医療導入にあたり、本邦で実際に行われているadd-onsを含めた生殖医療の実態を把握することを目的として、保険適用前の時点での詳細な実態調査を行った。令和5～6年度においても同様アンケートを行い、保険導入前のデータと比較検討を行う。以上により、保険適用がもたらした生殖医療へのインパクトをはかることが可能となるとともに、これら技術の実臨床での有効性を検討する。

4. 本邦におけるびまん性子宮平滑筋腫症の診断と治療に関する実態調査小委員会

びまん性子宮平滑筋腫症(DUL)は20～30歳代女性で過多月経、重度貧血、子宮性不妊を呈する。薬物療法、子宮温存手術ともに再発リスクが高く、不妊治療に難渋する。稀少疾患であるため各施設によって治療方針が異なり、妊娠帰結も明らかでない。本研究では、本邦における挙児希望を有するDUL患者の発生頻度(遺伝性平滑筋腫症—腎細胞がん症候群含む)、手術適応、術式、不妊治療、妊娠帰結に関する実態調査を行い、DULに対する診断と治療に関する指針構築を目指す。

5. 本邦における多嚢胞性卵巣症候群の治療指針の検証に関する小委員会（公募小委員会）

生殖・内分泌委員会小委員会での検討「本邦における多嚢胞性卵巣症候群の治療法に関する治療指針作成のための小委員会報告」（日本産科婦人科学会雑誌 2009； 61： 902-91）から 13 年が経過しており、見直しを行う。従来の挙児希望有無別の治療方針に加え、思春期世代の治療方針についても検討を行う。2018 年に上梓された国際的なガイドラインとの整合性についても検証を行いつつ、本邦の実情にあった治療指針改訂を行う。

6. 子宮腺筋症病巣除去術の患者レジストリのプラットフォーム作成小委員会（公募小委員会）

子宮腺筋症では、不妊症や流早産などの周産期リスクが上昇する。これに対して子宮腺筋症病巣除去術が、現在、先進医療 A として実施されているが、その治療予後は明らかではなく、子宮破裂などのリスクも懸念されている。本小委員会では、腺筋症患者レジストリプラットフォームを構築し、長期的に追跡することを目的とする。本調査により、手術の有効性・安全性を評価するとともに、子宮腺筋症治療指針策定を目指す。

7. 本邦の不妊症患者における潜在性甲状腺機能低下症治療介入の実態調査小委員会（公募小委員会）

世界的に甲状腺ホルモン正常範囲かつ TSH 正常高値～高値にある潜在性甲状腺機能低下症の不妊治療成績、流早産リスクへの影響が議論されている。しかしながら、その効果およびレボチロキシン介入基準が明確ではないため、施設によって対応が異なっている現状がある。このような現状を踏まえ、本研究では、不妊症患者における TSH 値、甲状腺自己抗体有無、レボチロキシン補充の実態を把握するための調査を行い、介入治療の有効性についても検討を行う。

2. 婦人科腫瘍委員会

(1) 常置的事業

1. 婦人科悪性腫瘍のオンライン登録事業を行う。2023 年患者年報を作成し公表する。

婦人科悪性腫瘍登録症例を用いた生存解析を行う。2017 年治療開始症例の治療年報を作成し公表する。一括登録アプリ JESGO の維持管理を日本婦人科腫瘍学会、日本産科婦人科内視鏡学会と共同で行う。

2. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行・登録施設（新規，更新）申請を受けつけ、審査を行う。登録施設は HP 上で施設名を公開する。

(2) 親委員会

1. 2022 年度事業報告ならびに 2023 年度事業計画について討議する。

2. 婦人科悪性腫瘍登録事業データベースを用いた婦人科悪性腫瘍の治療動向の推移および登録事業の課題の検証を前年度から引き続き行う。

3. 臨床研究及びデータベース利用に関して、本委員会の内規に基づいて対応を行う。

4. 婦人科癌の取扱い規約の改訂に日本病理学会と連携して対応する。その円滑な周知を行う。

5. 再発卵巣癌の調査研究：分子標的薬導入前後の再発卵巣癌症例に関する調査結果を纏める。

6. 本邦における子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する疫学研究の検討を継続して行う。

(3) 小委員会

1. 婦人科腫瘍登録の運用とnationwideのがん疫学に関する小委員会
日本婦人科腫瘍学会、日本産婦人科内視鏡学会との3学会合同データベース（Japan Entry System of Gynecologic Oncology, JESGO）の実装化する。絨毛性疾患の登録に向けて体制を整える。婦人科腫瘍登録の登録データの品質管理のための疑義照会を円滑に行う。進行期分類や治療方法、予後の推移などに関して、患者年報・治療年報には記載できなかった詳細な情報を論文として公表する。
2. 若年者のがん診療に関する課題に関する小委員会
妊孕性温存の施設間の格差について実態調査を行う。がん薬物療法をうけた女性の生殖機能への影響を検討する。
3. CIN 管理とがん検診の均てん化に関する小委員会
CINが正常化した場合のがん検診への戻し方に関する検討を行い、提言する。対策型子宮頸がん検診や、職域、人間ドック等でのがん検診の実態を調査する。
4. 婦人科悪性腫瘍に対する低侵襲手術の有効性、安全性に関する小委員会
腹腔鏡・ロボット手術について、腫瘍登録と関連したデータの集積と評価を行う。婦人科悪性腫瘍に関連したNCDのデータ利用、JSGOEのデータ利用を検討する。安全性について検証する。
5. 婦人科癌の取扱い規約改訂と普及に関する小委員会
「卵巣腫瘍・卵管癌・腹膜癌」、「子宮体癌」「子宮頸癌」取扱い規約病理編の改訂版の周知やさらなる改訂に対応する。
6. がんゲノムと新しいがん薬物療法に関する小委員会
PTG-Mの意見書作成。免疫チェックポイント阻害剤、PARP阻害剤等のがん薬物療法の使用実態を調査する。公募研究「HBOCを中心とした遺伝性卵巣癌診療、及びがんゲノム医療の実態調査（織田克利委員）」を行う。
7. 婦人科がん治療後のサーベイランスに関する小委員会
本邦では婦人科がん治療後に、再発の有無をチェックするため頻繁に検査が行われる傾向があるが、それがOSの延長につながるというエビデンスはない。アンケート調査を行い、婦人科がん治療後の効果的なサーベイランスのあり方を検討する。

3. 周産期委員会

(1) 常置的事業

1. 周産期登録事業:周産期登録のオンライン登録事業を推進するとともに他委員会のデータベースとのリンケージに関する検討を行う。
2. 周産期の未承認医薬品等に関する事業:周産期領域の未承認かつ必要な医薬品、医療器具について調査する。
3. 産科と新生児科の合同事業:日本小児科学会と共同して、産婦人科医による新生児診療のあり方、新生児科医の育成などを協議する。

4. 周産期における遺伝に関する小委員会：新たな出生前検査の研究としての適切さ、臨床提供への妥当性等について本小委員会で検討し、議事録を理事会に提出する。

(2) 親委員会

1. 令和4年度の事業報告ならびに令和5年度事業計画について討議する。
2. 周産期登録事業の実施状況ならびに周産期事象の推移および登録事業の課題の検証を前年度から引き続き行う。
3. 学会臨床倫理監理委員会に利用申請がなされた周産期登録データベースを用いた臨床研究を審査する。
4. 産科と新生児科の合同ワーキンググループでは、産婦人科医による新生児診療のあり方、新生児科医の育成に関し、小児科学会等と共同して専攻医に対するアンケート結果を踏まえて産婦人科専門研修における新生児研修のあり方について議論し、必要あれば中央専門医制度委員会に提言を行う。

(3) 小委員会

1. 周産期データのウェブ登録推進の検討に関する小委員会

- ① 周産期登録データベースを用いた臨床研究を推進する。
- ② ART オンライン登録等とのリンケージを試み、その妥当性を検証して、標準的なリンケージ方法の策定を目指す。

2. わが国の産科医療の歩みを検証する小委員会

第二次大戦後、産科医療に携わる医療者等の努力により、50万出生以上の国では妊産婦死亡率、周産期死亡率ともに、世界最小に到達した。そこでこれまで行政、日産婦学会、産婦人科医会が実施、設立してきた様々な試みや制度の歴史を振り返り、その成果を検証して総説としてまとめることを目指す。

3. 周産期における感染に関する小委員会

- ① 新型コロナウイルス感染妊婦レジストリを継続し、重症化や母子感染のリスク因子と予防法を調べ、さらに母体ワクチン接種の影響も調査して公表する。
- ② 本邦における妊婦のB群溶連菌保菌率と薬剤感受性の実態を調査する。

4. 妊娠・授乳中の医薬品等適応拡大に関する小委員会

- ① 前年度に引き続き、フィブリノゲン製剤使用に関する全例調査を実施し、その有効性の評価を行う。
- ② 硫酸マグネシウム（マグセント®）の早産児の脳機能保護への適応拡大に向けた調査。早産児の脳機能保護を目的とした硫酸マグネシウムの投与はWHOも推奨している。わが国でもこの適応で利用できるか後方視的な調査を実施する。

5. 周産期の疾患・病態の基準や管理指針を考える小委員会

① 産科DICの管理指針の策定

前委員会で行った産科DICの診断基準の改訂に基づき、管理指針策定に向けた研究。システマティックレビューやDPCデータを利用して、母体の予後をアウトカムとして各種薬剤の投与の有用性を検討し、有用な薬剤の選定を行い、管理指針の策定を目指す。

② 妊娠貧血に関する管理標準化を目指した調査研究

産婦人科診療ガイドライン産科編 2023 で、妊娠貧血に関する CQ が新設される予定である。しかし、臨床的介入する貧血レベルとその有用性について、検討した報告が少ないことが指摘された。そこで国内の妊娠貧血に対する臨床管理と母児の予後に関する現状とを把握し、わが国の周産期医療の実情に即した妊娠貧血の予防および鉄補充の基準に関する提言の策定を目指す。

③ 胎児発育不全の診断基準の策定を目指した研究

現在 FGR は超音波検査で基準値とその偏位から定められているが、国際的には経時的推移や超音波ドプラ法も併用して診断し管理することが推奨されている。わが国でも策定するためには専門家によるコンセンサスが必要であるため、日本超音波学会で策定した推定体重標準値、超音波ドプラ法の結果より本委員会では議論し、診断基準の作成を目指す。

④ 微弱陣痛による分娩遷延に対する標準的な介入法の策定を目指した研究

わが国の分娩経過で分娩促進の介入基準は現時点で明確なものはない。前委員会で策定した自然分娩曲線に基づき、微弱陣痛のためにこの曲線から逸脱した産婦に対する標準的な介入の基準の策定を目指す。前回同様に、分娩時の経過を抽出可能な部門システムを持つ同一のベンダーを採用している複数の診療機関からのデータを抽出し、標準的な介入基準・方法の策定を目指す。

⑤ 「胎児心拍数波形の分類に基づく分娩時胎児管理の指針」妥当性の検証

現行の指針は 2010 年の本委員会で策定されたものであるが、「10 年をめどに見直す」とされていた。この指針は、産科医療補償制度の原因分析委員会での基準ともなっており、産婦人科診療のみならず、社会的にも重要な基準となっている。産科医療補償制度の開示データを利用して、その妥当性を検証し、必要に応じて指針の改訂を行うことを目的とする。

4. 女性ヘルスケア委員会

(1) 常置的事業

1. 女性の生涯にわたる健康と QOL の向上を図るため、各世代の諸問題に対応できる女性ヘルスケア医療体制を構築する。
2. 日本における更年期障害治療の実態を調査・把握しエビデンスに基づいた治療法を構築する。

(2) 親委員会

各小委員会内で検討し設定した事業計画について進捗状況を把握し、活動の内容や今後の方針などを検討する。女性ヘルスケア関連領域に関する問題や問い合わせに対して可及的に対応する。

(3) 小委員会

1. プレコンセプションケアとして乳がん検診を実施することについての調査小委員会

妊娠関連乳がん (pregnancy associated breast cancer : PABC) 対策としての乳房スクリーニング事業のあり方を検討するために以下の 2 つの検討を行う。

- ・現在及び将来妊娠を希望する女性を対象として、ブレストアウェアネス (日本乳癌検診学

会が推進する乳房を意識した生活習慣)の認知度、PABCの認知度、PABC対策としての乳房スクリーニングに対してどう感じるかなどをアンケートにより調査する。アンケートはWEBアプリの使用を想定している。今年度はアンケート実施に対する倫理審査とアプリの作成、アンケート依頼を予定している。

- ・産婦人科医師を対象として、PABC対策としての乳房スクリーニングを、妊娠初期およびプレコンセプションケアとして任意の時期に実施することに対する課題についてアンケートにより調査する。今年度は調査項目の確定とアンケート依頼、回収を予定している。

2. 月経前症候群・月経前不快気分障害に対する診断・治療指針作成小委員会

令和3年・4年度に実施した、月経前症候群・月経前不快気分障害に対する診断・治療実態調査委員会事業に引き続き、本小委員会事業を実施する。産婦人科診療ガイドライン外来編における「月経前症候群の診断・管理は？」の項目を補完する指針を作成する。診断・治療に関するCQ10～20項目程度作成を予定する。

3. 体重減少性無月経患者に対する説明資料の作成に関する小委員会

体重減少性無月経の治療の第一歩は体重の増加であり、これは月経の回復のみならず将来の骨粗鬆症発症リスクの低下などにもつながる。しかし、患者は摂食障害を伴うことも多く、また患者自身のやせに対する病識の欠如から、産婦人科外来での対応が困難なことも多い。

令和3年度「産婦人科における摂食障害患者への対応の調査に関する小委員会」で行ったアンケート調査において、「産婦人科における摂食障害への対応として必要と考えられること」に対する回答として、最も多かったものは、「産婦人科における摂食障害対応指針またはガイドライン」であり、それに「産婦人科向けの摂食障害に関する患者用パンフレット」が続いていた。ガイドラインに関しては、現在日本摂食障害学会が産婦人科の項目を含んだものを作成中であるため、本小委員会では産婦人科向けの体重減少性無月経患者用資料を作成し、外来診療に役立てていただき、体重減少性無月経患者の長期的予後も見据えた適切な治療につなげる一助としたいと考える。なお、資料の配布については、日本産科婦人科学会ウェブサイト上からPDFを必要に応じてダウンロードする形式を検討している。

4. 月経困難症診療の変化の調査と啓発活動に関する小委員会

令和2年度に保険収載された『婦人科特定疾患治療管理料』を算定するために必要な研修として、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会は共同でオンライン研修である『器質性月経困難症に対する適正なホルモン療法等に係る研修』を作成し、主催した。本小委員会は本管理料の関連事業を行うための情報収集、あらたな事業提案を行う。今期は、以下のような事業を計画している。

- ・オンライン研修システムの持続的更新システムの構築:現在の学研の独立したプラットフォームから、日産婦学会のe学会のプラットフォームと連携・移行していかれるよう、調整する。並行して、研修会の企画運営や、講義内容の更新の準備も行う。
- ・本管理料導入による診療の変化に関する調査:上記の管理料の導入による患者の変化を知るための調査。医療機関を受診していない月経困難症の一般女性も調査に含めるため、インターネットによるアンケート調査とする。

5. 職種・役職・就労環境と更年期障害の関連調査についての小委員会

近年、更年期症状が就労女性に及ぼす影響について注目が集まっている。更年期症状は仕事の効率を低下させ、就労女性を休職や離職にまで追い込むケースも存在する。これに対して、更年期症状について社会全体の理解を高めるための啓発活動や、労働環境の改善に向けての提案が行われているが、いずれも十分な状況とはいえない。今後、より効果的な介入を行うには、対象とする職種や就労環境を明確にすることが必要と考えられる。そこで、本小委員会では更年期症状を引き起こしやすい職種、役職、就労環境について検討し、今後優先的に介入すべき対象を特定する。具体的には、WEB システムを利用して一般女性を対象としたアンケート調査を実施する。これに先立ち設問項目、すなわち職種や役職の分類、更年期症状の有無や程度の確認方法、結論を導くために必要な回答数などについて専門家間で協議する。得られた結果は報告書や一般向け資料としてまとめ、これらを用いて社会、行政、医療機関などに対して具体的かつ効果的な提言を行う。

6. 学童期及び思春期等における性に関する健康課題に対する診療及び支援体制の構築に向けた研究小委員会

学童期及び思春期においては、第二性徴を迎えることで大きな身体的変化を経験し、性を含めた心身の健康の課題に直面する。そのような悩みの相談先として、医療機関への受診や相談を選択する者は少なく、医療機関においても、多様化・高度化する学童期・思春期の性を含めた健康課題に対応する体制が十分に整備されていない。本研究では、これらの悩みを持つ学童・思春期等に対応できる産婦人科、小児科、泌尿器科等の医療機関の体制整備の実態を把握するとともに、都道府県等に設置されている性と健康の相談支援センターや母子保健、児童福祉、学校教育等に関する関係機関との連携を含めた支援方策を検討することを目標とする。

現在日本全国において行われている「学童期・思春期にある男女の性を含めた心身の健康課題に関する相談の窓口」となる医療機関、所謂「ユース・クリニック」における診療や相談支援に関する実態を把握する。特に、各地域において、望まない妊娠に関する相談や性教育を積極的に行うユース・クリニック事業を展開し、一定の成功を収めている先駆的な取り組みについての事例をなるべく多く収集する。全国から収集された先駆的な取り組みの事例について、個々の具体的な内容について検討し、事例間の共通項目と特異項目とを抽出しながら、統合的な解析を行う。抽出された共通項目および特異項目のそれぞれについて、国内外の文献を照会しつつ、その有用性に関する学術的な根拠の有無を評価する。国内外の文献に照会して学術的な根拠を確認できた項目を中心に、全国的に普及可能な内容を指針草案としてまとめる。この指針草案について、研究班員を介して各種連携団体および自治体からの評価を受け、その内容を指針草案に反映して修正したものを最終的な指針案とし、これを基に普遍的に使用可能な手引書を作成する。

7. 産婦人科領域における薬剤耐性菌（AMR）対策に関する小委員会

何も対策が取られなければ 2050 年には薬剤耐性菌による死亡者が全世界で 1,000 万人を超えるという試算が WHO より発表されたことを受け、日本でも厚生労働省から薬剤耐性（Antimicrobial resistance, AMR）アクションプランが発表され、国を挙げて薬剤耐性菌対策に取り組んできた。2023 年には厚生労働省から新しい AMR アクションプランも発表される予定になっている。しかし、産婦人科領域では、薬剤耐性菌に対する取り組みが遅れていることは否めない。AMR アクションプランには、MRSA、ESBL 産生菌、キノロン系薬

耐性菌、カルバペネム系薬耐性菌などの薬剤耐性菌を減少させること、そのために抗菌薬の適正使用により抗菌薬使用量を減少させることなどが目標数値も含めて示されている。AMR 対策として動向調査・監視、普及・啓発活動などの重要性が示されていることから、産婦人科領域における薬剤耐性菌の現状調査を全国アンケート調査により実施し、その結果に基づいて産婦人科領域における AMR 対策アクションプランの教育・啓発を行うことを目的とする。

産婦人科領域における薬剤耐性菌の現状を、本学会会員を対象にアンケート調査で把握する。その結果を元に、AMR 対策の必要性について学会等で教育・啓発活動を実施する。

IV. 産婦人科専門医の認定及び研修

2023 年度の産婦人科専門医認定審査は研修記録や症例レポートなどの書類による一次審査と、筆記試験と面接試験からなる二次審査によって行う。

また、従来と同様に更新審査の実施とともに、産婦人科専攻医の研修の充実、日本産婦人科医会との協力のもとに本制度における生涯研修事業を検討し、さらに事業内容の充実により本制度のより円滑な運営を図る。

1) 委員会の構成と開催

委員会内に専門医委員会、研修委員会を置く。2023 年度の専門医認定二次審査の準備、運営のための「試験実行委員会」を置く。

全体委員会を 4 回、全国地方委員会委員長会議を 1 回、専門医・研修両小委員会を各 3 回開催する。

2) 常置事業

(1) 学会専門医再認定の認定・登録

(2) 日本専門医機構への協力

a. 機構専門医認定・更新・再認定審査

b. 専門研修プログラム審査（プログラム審査、基幹施設・連携施設・統括責任者適合性確認審査および更新審査）

c. 産婦人科研修管理システムの整備

(3) 生涯研修

a. JSOG カードもしくは JSOG アプリでの単位管理

b. 研修会参加単位・講習単位の審査

c. 生涯研修のあり方の検討

d. WEB を利用した e-ラーニング、e-テストの継続

(4) 産婦人科専攻医の研修

a. 2023 年度産婦人科専攻医の登録

b. 産婦人科専攻医の研修の充実

c. 産婦人科専攻医の研修のあり方の検討

d. 研修カリキュラムの見直し

(5) 指導医制度

a. 指導医講習会の開催

- b. 指導医の認定・登録（新規・更新・再認定）
- (6) 2023 年度における産婦人科専門医認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備・運営・事後評価
- (7) 2024 年度における産婦人科専門医認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備
- (8) 専門医認定審査申請資格の検討
- (9) システム刷新
 - a. 専門医更新申請システム、指導医認定・更新・再認定申請システムによる申請運用
 - b. 研修管理システム（研修管理に係る各種申請;専門医認定審査申請、研修プログラム申請、施設適合性確認審査申請の WEB 化を含む)のシステム構築
- (10) 専門医制度事業会計
- (11) subspecialty 領域学会との連携に関する継続協議

V. 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携

【国際渉外事業】

1. 一般目標

公益社団法人としての国際渉外の在り方を探り、さらなる国際交流を促進し、本会の国際的地位向上につとめる。

2. 行動目標

- (1) 本会の外交指針を作成する。
- (2) 国際交流、人的交流を促進する。
- (3) 国際貢献の在り方を検討する。
 - (イ) FIGO/AOFIGO を中心として行っている国際貢献事業への本会の貢献の仕方を検討する。
 - (ロ) 本会独自の国際貢献の在り方を模索する。
 - (ハ) 低医療資源国若手産婦人科医師育成支援事業を展開に向けた活動を行う（JICA 草の根支援事業によるカンボジア支援など）。－
- (4) 学術と診療の活性化に寄与する。
 - (イ) 国際交流を通して本会の事業ならびに本邦の学術と医療を活性化する。
 - (ロ) 先進諸国の産科婦人科学、産婦人科医療、サブスペシャリティ領域の情報を収集し、本邦の産婦人科学、産婦人科医療にフィードバックする。
- (5) 学術集会長裁量の渉外事業へアドバイスを行う。
- (6) 上記渉外諸事業の検討と円滑な運用のために渉外委員会を定期的に開催する。

【国内渉外事業】

日本産婦人科医会や産婦人科領域のサブスペシャリティ学会、関係学術団体、各種団体との連絡および連携のもと、本邦における学術から医療行政にわたる諸活動を推進、展開する。

VI. 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議

引き続き日本学術会議、日本医学会、日本医師会、その他諸官庁、諸団体からの諮問に速やかに対応するとともに、重要な事案については建議を行う。

【社会保険委員会】

社会保険関連では、引き続き医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬や診療報酬改訂の要望提出や新規保険収載、適応拡大、用法・用量の改定の要望を、外保連、内保連への参画と各関連学会との連携を通して行う。また、医薬品等に関する日本医師会からの各種検討依頼への回答や、会員への社会保険に関する情報提供等を行う。

VII. 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動

本会の一般向けホームページの産婦人科疾患や妊娠の解説を更新継続するとともに、新型コロナウイルス、風しんやインフルエンザなど社会が必要とする情報について適宜発信を行う。また、倫理問題や産婦人科医療改革に関する公開フォーラム・シンポジウム、各都道府県での女性の疾患に関する公開講座等を開催することにより、社会一般への啓発と普及活動を行う。

平成16年度から日本産婦人科医会との共催でスタートした女性の健康週間（3月1日～8日）は平成19年度より厚生労働省も主唱することとなり、国民運動として展開が広がっている。広報委員会では、令和5年度も女性の健康週間期間中に各種イベントを行うほか、市民等を対象とした啓発活動を展開するとともに、我が国における女性活躍のための健康推進の活性化を図る。

災害対策・復興委員会では、大規模災害対策情報システム（PEACE）の運用ならびに引続き周知を行う。令和5年度は大規模災害対策情報システム（PEACE）を再構築し、災害対策システムとしてより強固かつ利便性を高めることにより、更なる登録率UPを目指す。

リプロダクティブ・ヘルス普及推進委員会では、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）」の普及推進宣言の実現に向けて継続的に活動する。

子宮頸がん検診・HPVワクチン普及推進委員会では、子宮頸がん検診・HPVワクチンに対する国民全体の関心を高め、子宮頸がん予防についてのコンセンサスを得ることを目標とした活動続ける。その一環として、一般市民やメディア関係者を対象とした市民公開講座を開催する。

新型コロナウイルス感染対策委員会では、引き続き本会会員向け、妊産婦等に向けた情報提供を行う。関連学術団体と協働してウィズコロナ、アフターコロナに向けた産婦人科診療体制についての提言を立案し、学会等で周知する場を設ける。

VIII. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【運営委員会】

令和5年度も引き続き理事会からの諮問に応え、組織運営に関する企画調整を図り、有機的な建策、立案を行うものとする。本会常置事業である登録データベース事業（周産期・生殖・婦人科腫瘍）などの整備や、各種法令・指針への遵守状況の確認をはじめとして、本会を巡る環

境変化や会員の要望などに対応した組織運営への提言や実効性ある施策の実施を行う。

【学術委員会】

令和5年度も引き続き理事会からの諮問に応え、本会の学術活動に関しての企画・調整並びに有機的な建策、立案を行う。定常業務として、学術講演会の事前・事後評価や学術奨励賞、優秀論文賞、健康・医療活動賞、教育奨励賞等の選考と受賞者への褒賞を行う。

また、他団体特別賞への推薦も行う。

【教育委員会】

引き続き、専門医認定筆記試験問題作成、専門医筆記試験に向けた2023年度 専門医筆記試験過去問題・解説集を作成。産婦人科専門医のための必修知識、用語集・用語解説集の作成・発刊、各種ガイドライン・指針などの頒布促進を行う。

【臨床倫理監理委員会】

生殖補助医療（ART）や着床前遺伝学的検査（PGT）の実施設認定ならびに症例審査・認定・実施報告の評価公表を行う。ART 症例登録ならびに実施施設・PGT 症例審査のオンライン化に向けて、システムの改変を行う。倫理的問題が発生した場合には検討を行い、時代の変遷に伴う社会情勢の変化から見解改定が必要と考えられる時には見解改定についての検討を行う。

生まれてくるこどものための医療（生殖・周産期）に関わる「生命倫理についての審議・監理・運営を行う公的プラットフォーム」に関する公開討論会を開催する。

【理事会内委員会】

1. 広報委員会は、会員・医療関係者、医学生・研修医、一般の方を対象とした情報発信ツールであるホームページを管理運営する。また、女性の健康を生涯にわたって総合的に支援することを目的とした啓蒙活動に取り組む。
2. ガイドライン運営委員会は、産婦人科診療ガイドライン産科編、婦人科外来編 2023 改訂版を作成・発刊（8月）し、2026 年改訂版の作成をスタートさせる。
3. コンプライアンス委員会は、本会の利益相反に関する指針・細則に沿って運営を行い、社会の動きにあったCOI 管理を進める。
4. サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会においては、2024 年度から運用開始される医師の働き方改革に関わる制度の周知と宿日直許可等への対応支援、勤務の実態調査と情報発信に関して説明会を実施する。
5. 産婦人科未来委員会では、サマースクール、プラスワンプロジェクト2（初期研修医2年目向）、スプリングフォーラムを開催する。また新たに立ち上げたサステイナブル医療体制確立委員会合同企画WG、キャリア形成プログラムWG、看護師・助産師の在り方WG、新産婦人科専攻医目標設定WGの活動を深める。
6. 医療安全推進委員会では、産婦人科領域での医療安全推進に関わる事業や調査について、関連団体と連携しながら取り組む。日本医療安全調査機構と連携し、本会としての医療安全に取り組む。
7. 公益事業推進委員会では、引き続き本会への寄附を募る。新たに作成した「生理の貧困」に関する動画コンテンツを、ホームページを通して配信する。
8. 臨床研究審査委員会では、本会が主導する臨床研究、または本会が有しているデータベース

を用いた臨床研究についての審査および管理を行うとともに、臨床研究に係る法律、条例、指針等への本会としての対応を検討する。

以 上